

資料 2

知的財産戦略本部の後援等名義の使用について

〔平成 15 年 12 月 17 日〕
〔知的財産戦略本部決定(案)〕

知的財産戦略本部は、求めに応じて知的財産戦略本部の後援等名義の使用を承認することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の実施の推進を図ることとする。

このため、知的財産戦略本部令第 4 条に基づき、知的財産戦略本部の後援等名義の使用の承認に関し必要な事項は、本部長が定める。